

瑞穂町告示第129号

町立瑞穂第一小学校及び瑞穂第四小学校講堂空調設備設置工事について、制限付一般競争入札に付すので、瑞穂町契約事務規則（昭和40年規則第3号）第7条及び第8条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年6月19日

瑞穂町長 山崎 栄



1 入札に付する事項

- (1) 工事件名 町立瑞穂第一小学校及び瑞穂第四小学校講堂空調設備設置工事
- (2) 工事場所 瑞穂町大字箱根ケ崎2287番地（第一小学校）  
瑞穂町箱根ケ崎西松原2番地1（第四小学校）
- (3) 工期 契約確定の日の翌日から令和8年1月21日まで
- (4) 建物概要 主たる構造：鉄筋コンクリート造  
階数：地上1階  
延床面積：701㎡（第一小学校）、670㎡（第四小学校）
- (5) 工事種別 建築工事 一式  
電気設備工事 一式  
機械設備工事 一式
- (6) 工事内容 講堂に空調設備（GHP）及び発電機の新設  
LPガス配管の新設、LPガスシリンダー庫の新設  
災害用コンセントの設置 他
- (7) 予定価格 事後公表

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加資格要件は、次の（1）から（12）までに掲げる全ての条件に該当するものとし、その基準日は特に指定のない場合、告示日とする。

- (1) 瑞穂町制限付一般競争入札実施基準（平成26年告示第30号）第3条に規定する入札参加資格を有すること。
- (2) 瑞穂町の競争入札参加資格を有し、「空調工事」の業種に登録していること。

- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
  - (4) 東京都内又は工事場所から半径50km以内に契約を締結する権限を有する本店、支店、営業所等があること。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再認定を受けた者を除く。）でないこと。
  - (6) 告示日から開札までの期間に指名停止を受けていないこと。
  - (7) 設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。
  - (8) 「東京電子自治体共同運営 電子調達サービス 競争入札参加資格申請の手引き」に定義される関係会社が入札に参加していないこと。
  - (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
  - (10) 告示日における建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果通知書・総合評定値通知書の「管工事業」の総合評定値（P）について、次に掲げる要件を備えていること。
    - ア 多摩地区以外に、瑞穂町と契約を締結する権限を有する本店、支店、営業所等がある者については、総合評定値（P）850点以上であること。
    - イ 多摩地区（西多摩地区の市町村を除く。）に、瑞穂町と契約を締結する権限を有する本店、支店、営業所等がある者については、総合評定値（P）800点以上であること。
    - ウ 西多摩地区に、瑞穂町と契約を締結する権限を有する本店、支店、営業所等がある者については、総合評定値（P）750点以上であること。
- ※西多摩地区とは、青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町及び檜原村の市町村
- (11) 次のいずれかの工事施工実績要件に該当すること。
  - ア 平成30年4月以降に元請として官公庁（東京都又は東京都に属する市町村）が発注した、1件当たりの最終契約金額が1億2,000

万円以上の空調工事を、申請日時時点で完成した実績がある者（工事实績が共同企業体によるもの場合は、構成員としてのもも含む。ただし、この場合の契約実績は、出資比率を乗じて得た金額とする。）であること。

イ 平成24年4月以降に元請として瑞穂町が発注した、1件当たりの最終契約金額が1億円以上の空調工事を、申請日時時点で完成した実績がある者（工事实績が共同企業体によるもの場合は、構成員としてのもも含む。ただし、この場合の契約実績は、出資比率を乗じて得た金額とする。）であること。

(12) 次に掲げる要件の全てを満たす主任（監理）技術者を本工事に専任で配置できること。

ア 主任（監理）技術者にあつては、一級管施工管理技士又はこれと同等以上の能力を有する者であること。なお、「これと同等以上の能力を有する者」とは次のとおりである。

- ・一級建築士の免許を有する者
- ・建設業法第15条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた者

イ 管工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者

ウ 告示日以前において3か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

エ 平成24年4月以降に元請として完成・引渡し完了した、2（11）に掲げる工事の経験を有する者であること。

### 3 入札参加資格確認申請

この入札に参加を希望する者は、電子調達システムにおける電子入札サービス（以下「電子入札サービス」という。）により申請をした後、指定した提出書類一式を、指定した申請場所に申請期間内に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

#### (1) 申請期間

令和7年6月27日（金）から

令和7年7月15日（火）午後5時まで

#### (2) 申請場所

## 電子入札サービス

(3) 提出書類は、次のとおりとする。なお、指定書式があるものについては、瑞穂町公式ホームページ (<https://www.town.mizuho.tokyo.jp/>) からダウンロードを行い、A4サイズで作成すること。

- ①制限付一般競争入札参加資格確認申請書（指定書式）
- ②建設工事等競争入札参加資格審査受付票（表裏両面）の写し
- ③告示日において有する最新の経営事項審査結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ④特定建設業許可通知書の写し
- ⑤工事施工実績表（指定書式）

※2(11)の施工実績一覧及び当該実績に掲げた契約書の写し（件名、金額、発注者等の記載部分のみで可）を添付すること。

- ⑥配置予定技術者届（指定書式）

2(12)に掲げる主任（監理）技術者に関する調書

※資格を証する書類等の写しを添付すること。

(4) 提出期間

令和7年6月27日（金）から

令和7年7月15日（火）午後5時まで（必着）

(5) 提出場所

〒190-1292

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

瑞穂町企画部財政課契約係

(6) 提出方法

電子入札サービス又は配達経緯が分かる送付方法（一般書留、簡易書留等）によること。

※原則持参不可

(7) その他

電子入札サービスにおける申請と提出書類の提出をそれぞれの期間内に行わなければならない。いずれか一方が期間内に行われなかった場合、入札参加資格は認めない。

申請書の受理書については、電子入札サービスにおける申請と提出書類の両方を確認した後、電子入札サービス上で送信する。

#### 4 入札参加資格確認結果の通知

(1) 入札参加資格確認結果は、電子入札サービスにより通知する。

通知日 令和7年7月30日(水)以降

(2) 入札参加資格「有」の通知を受理した者が、入札までに2(1)から(12)までの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

#### 5 設計図書等

設計図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)は、4で入札参加資格「有」の通知を受理した者に電子入札サービス又は郵送により送付する。

設計図書等送付日 令和7年7月30日(水)以降

#### 6 設計図書等に関する質問及び回答

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり電子入札サービスにより質問書(様式任意)を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年8月12日(火)午後5時まで

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年8月15日(金)までに電子入札サービスにより順次回答する。

#### 7 入札の実施方法

入札は、電子入札サービスにより実施する。

#### 8 入札及び開札の日時等

入札及び開札の日時等は、次のとおりとする。

(1) 入札の日時及び場所

令和7年8月27日(水)午後5時まで

電子入札サービス

(2) 開札の日時及び場所

令和7年8月28日(木)午前10時

電子入札サービス

## 9 入札結果の公表

入札結果は、落札者決定後に東京電子自治体共同運営のホームページで公開する。

### 1 0 現場下見

令和7年7月30日（水）から8月8日（金）（土日を除く。）までの間で実施予定

### 1 1 最低制限価格

設定する（開札後に公表する。）。

### 1 2 入札保証金

入札保証金の納付は免除する。

### 1 3 契約保証金

瑞穂町契約事務規則第47条の規定による。

### 1 4 支払条件

前払金あり。これについては、工事請負金額の40%相当額（上限5,000万円）とする。

中間前払金あり。これについては、工事請負金額の20%相当額（上限5,000万円）とする。ただし、部分払と中間前払金の併用はできない。

### 1 5 契約条項を示す場所

瑞穂町企画部財政課契約係（瑞穂町公式ホームページ「書式一覧」に掲載あり）

### 1 6 契約の締結

本契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、瑞穂町議会の議決を必要とする。入札により落札者が決定した後から契約議案可決までの間は、瑞穂町指定の仮契約書により仮契約を締結し、契約議案が可決された後、工事請負契約書により契約を締結する。議会の議決が得られな

いときは、本契約の効力は生じないものとする。本契約が成立しないときは、瑞穂町は一切の費用負担の責めを負わないものとする。

#### 1 7 その他

- (1) 再入札回数は、2回とする。
- (2) 入札参加者が1者に満たない場合は、入札を中止する。
- (3) 入札後は、いかなる理由をもっても異議を申し立てることができない。
- (4) 契約書は、瑞穂町指定の工事請負契約書を使用する。
- (5) 入札参加者は、建設業法、瑞穂町契約事務規則及び瑞穂町競争入札参加者心得（電子入札用）のほか、関係法令等を遵守すること。
- (6) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

